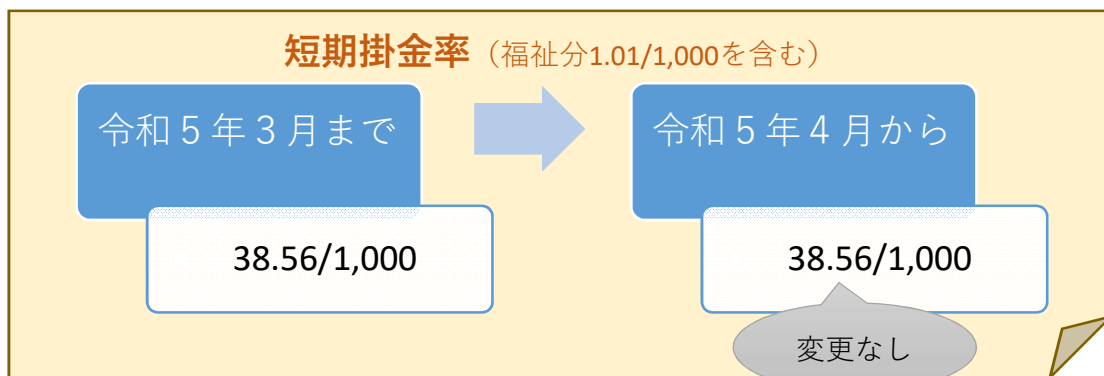


令和5年度の特定保険料率に相当する掛金率及び負担金率について

令和5年3月31日付け記事でお知らせしたとおり、令和5年4月以降の短期掛金率は、次のとおりです。



また、本年度における特定保険料率（※）に相当する掛金率及び負担金率は、次のとおりです。

※組合員の当該年度における総報酬額に占める高齢者医療制度への拠出金の割合を示すものです。これは、組合員と事業主（国）とが折半負担することになっています。

特定保険料率に相当する掛金率及び負担金率

令和5年度 33.36/1,000

うち組合員負担分（掛金率） 16.68/1,000

（昨年度の掛金率 15.865/1,000）

うち事業主（国）負担分（負担金率） 16.68/1,000

（昨年度の負担金率 15.865/1,000）

短期掛金率38.56/1,000のうち、16.68/1,000（例えば、標準報酬の月額が40万円の組合員の場合、毎月6,672円）を高齢者医療制度のために拠出していることとなります。